

厚木市廃棄物減量等推進審議会公募委員の選考に関する基準

1 目的

厚木市廃棄物減量等推進審議会公募要綱第6条に規定する選考委員会において行う公募委員の選考について必要な事項を定める。

2 選考人数

募集人員を選考する。

3 選考基準及び選考方法

選考委員会は、委員の選考に当たって、提出された厚木市廃棄物減量等推進審議会委員応募申込書（以下「申込書」という。）と、応募の動機及び小論文等を基に、総合的観点から公募委員としての適格について、次表の評価項目に従い5段階評価で採点し、協議・決定するものとする。なお、選考委員に配布する申込書は氏名及び住所を伏せたものとする。

また、評価点の得点合計が満点の60パーセントに満たない者は選出対象としない。

評価項目	評価点				
応募動機の妥当性	5	4	3	2	1
廃棄物の減量等に対する意欲や熱意、知識	5	4	3	2	1
審議会における役割の理解度	5	4	3	2	1
小論文の分かりやすさ	5	4	3	2	1
環境関連活動等の経験の有無			3	2	1

【配点基準】委員として… 5点：大いに期待できる 4点：ふさわしい 3点：普通 2点：ややふさわしくない 1点：ふさわしくない

4 その他

- (1) 応募者数が募集人員に満たない場合、又は選考の結果募集人員に満たないこととなった場合は、再募集を行うことができる。
- (2) 応募書類及び選考書類の公開等については、厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び厚木市個人情報保護条例（平成16年厚木市条例第11号）によるものとする。